

2005年4月1日

## 個人情報保護法に関するガイドライン

有限責任中間法人浄水器協会

浄水器協会は、「個人情報保護法」(以下 法と言う)の施行(平成17年4月1日)に対応して、浄水器協会会員が法の趣旨に則り、有効な体勢を整えるようガイドラインを定める。

浄水機器類は、消費者が日常の生活に於いて、安心でおいしい水を得るために使用する機器であり、それだけに十分なメンテナンスがなされなければならない。

事業者として消費者に直接対応して、説明或いはメンテナンスなどの作業を行う場合が多く、これは顧客の欲求に速やかに対応し、安全で安心な商品を提供する事業活動であり、商品情報の集積となる。

しかしそれとの兼ね合いを十分に考慮しても、顧客や消費者個人情報の漏洩などについては十分に留意する必要がある。

業界団体として、個人情報保護の観点から法に定める基本指針を参照し、会員各位においては、種々の事例に対応できる各論を実施願うことを求めるものである。尚、法の各条項においては、除外又は該当しないなどの事項が規定されているので合わせ参照下されたい。

(法に関する解説等については、[http://meti.go.jp/it\\_policy/privacy/privacy.htm](http://meti.go.jp/it_policy/privacy/privacy.htm) 参照)

### 個人情報、個人情報取扱事業者とは；

- ・顧客等の氏名、性別、生年月日等に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、特定の個人を識別できるメールアドレス情報も含まれる。
- ・法にいう「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体に関する情報は含まれない(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報)。
- ・個人情報データ等を事業の用に供している者を「個人情報取扱事業者」という。

## 個人情報取扱事業者の義務；

### (1)個人情報の取得は、利用目的を特定し、明確にすること（第15条）

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを可能な限り具体的に特定する必要がある。

\* 商品の発送、新商品情報のお知らせなど関連するアフターサービス等を利用目的とすることが挙げられる。単に「当社の事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことはない。

偽りその他不正の手段によって取得してはならない。（第17条）

取得時の利用目的の通知・公表すること。（第18条）

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

### (2)個人情報の加工、利用について

利用目的の達成に必要な範囲外の使用はしてはならない。（第16条）

個人データの取扱は、正確性（第19条）であり、安全管理措置（第20条）がとられていること。

安全管理措置とは；

・個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、及び技術的な安全管理措置を講じなければならない。

・その際、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じる。

\* 事例；安全管理措置について

・組織的安全管理措置；安全管理について従業者（法第21条参照）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書（以下規程等という）を整備運用し、その実施状況を確認すること。

具体的には、組織体制の整備、規程等の整備と規程等に従った運用、個人データ取扱台帳の整備、評価、見直し及び改善、事故又は違反への対処等。

・人的安全管理措置；従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や、教育・訓練などの措置。

- ・物理的安全管理措置；入退館（室）の管理、個人データの盗難の防止対策、機器・装置等の物理的な保護などの措置。
- ・技術的安全管理措置；個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視など、個人データに対する技術的な安全管理措置。

従業者、事業等委託先には必要かつ適切な監督を行っていること（第21条）  
従業者の監督とは；

- ・個人情報取扱事業者は、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ・「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内において直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

委託先の監督とは；

- ・個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、受託者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ・「必要かつ適切な監督」には、委託契約において、当該個人データの取扱いに関して、必要かつ適切な安全管理措置として、委託者、受託者双方が同意した内容を契約に盛り込むとともに、同内容が適切に遂行されていることを、あらかじめ定めた間隔で確認することも含まれる。なお、優越的地位にある者が委託者の場合、受託者に不当な負担を課すことがあってはならない。
- ・委託者が受託者について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、受託者が再委託をした際に、再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより、何らかの問題が生じた場合は、元の委託者がその責めを負うことがあり得るので、再委託する場合は注意する。

### (3)本人の関与の確保

個人データの第三者提供については本人の事前の同意（第23条第1項）  
第三者への提供とは；

- ・個人情報取扱事業者は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の性質及び個人データの取扱い状況に応じ、本人が同意に係る判断を下すために必

要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示すこと。

保有個人データに関する事項の公表（第24条）

本人の求めに応じた保有個人データの開示・訂正・利用停止等（第25条～第28条）

保有個人データの公表、開示

- ・ 個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、一定の情報を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
- ・ 個人情報取扱事業者は、本人から、自己が識別される保有個人データの開示（存在しないときにはその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。
- ・ 個人情報取扱事業者は、本人から、保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって訂正等を求められた場合には、原則として、訂正等を行い、訂正等を行った場合には、その内容を本人に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- ・ 個人情報取扱事業者は、本人から、手続違反の理由により保有個人データの利用停止等が求められた場合には、原則として、当該措置を行わなければならない。なお、利用の停止等を行った場合には、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

開示等の求めに応じる手続（第29条）

苦情の適切かつ迅速な処理（第31条）

個人情報取扱事業者は、その事業規模及び活動に応じて、個人情報の保護のためのコンプライアンス・プログラムを策定し、実施し、維持し及び改善を行うことが望ましい。

なお、その体制の整備に当たっては、日本工業規格 JISQ15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」を、個人データの安全管理措置の実施に当たっては、日本工業規格 JISX5070「セキュリティ技術 - 情報技術セキュリティの評価基準」及び日本工業規格 JISX5080「情報セキュリティマネジメントの実践のための規範」等を参考にすることができる。

また、個人情報取扱事業者は、「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、ウェブ画面への掲載等により公表することが望ましい。